

国際会計基準審議会（IASB）、IFRS第9号（一般ヘッジ会計）の適用後レビューに関する情報要請を公表

Point 1

そもそも情報要請とは？

適用後レビューにおける情報要請とは、IASBが開発した基準がその意図したとおりに機能しているかを公式にヒアリングするプロセスです。今回は、IFRS第9号「金融商品」のヘッジ会計およびこれに関連するIFRS第7号「金融商品：開示」での開示要求事項が対象です。コメント期間は120日（2027年1月26日まで）です。

Point 2

基準改訂の契機になることも

「適用後レビュー」は、新基準の適用で実務上の問題が生じている場合、IASBに公式に働きかける機会ともなります。例えば最近では、IFRS第16号「リース」の適用後レビューにおいて、リース負債の再測定が実務に想定外の負担を生じさせていることが認識され、IASBは今後この論点の検討に取り組むと公表しています。ヘッジについてもコメントが多く寄せられた事項について、IASBが対処を検討する契機になるかもしれません。

Point 3

事前の情報収集や議論で識別された論点は？

情報要請に先立つ意見聴取での評価はおおむね前向きでしたが、「ヘッジのコスト」の会計処理が複雑すぎる、開示の要求事項が過度な負担である、との声も聞かれます。予定取引をヘッジできるための要件「発生可能性が非常に高い」についても、ディール・コンティンジェント型為替予約や、実績数量連動型スワップを使ったヘッジへのヘッジ会計適用を困難にしているとの意見もありました。



ここに注目！

IFRS第9号のヘッジは、硬直的でルールベースなIAS第39号の枠組みからの脱却を謳うものでした。しかし、企業のリスク管理ニーズに応える多様な金融商品が開発されるなかで、伝統的なヘッジ会計の使いづらさが目立つようになっていきます。オープンポートフォリオのヘッジについても、リスク軽減会計の提案は金利改定リスクに限られ、マクロヘッジ全般への切り札にはなっていません。今回の情報要請にどのようなコメントが寄せられるのか。ヘッジ会計は変わるのか。注目です。